

政令番号144 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)

各都道府県での農薬の使用先別使用量 (平成30年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)						
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸
1	北海道							
2	青森県							
3	岩手県							
4	宮城県							
5	秋田県							
6	山形県							
7	福島県							
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11	埼玉県							
12	千葉県						2.0E+0	2.0
13	東京都						6.8E+1	67.6
14	神奈川県						6.5E+1	64.7
15	新潟県							
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県							
20	長野県							
21	岐阜県							
22	静岡県							
23	愛知県						2.2E+1	21.6
24	三重県							
25	滋賀県							
26	京都府							
27	大阪府							
28	兵庫県							
29	奈良県							
30	和歌山県							
31	鳥取県							
32	島根県							
33	岡山県							
34	広島県						1.3E+2	129.4
35	山口県							
36	徳島県							
37	香川県							
38	愛媛県							
39	高知県							
40	福岡県							
41	佐賀県							
42	長崎県							
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県							
46	鹿児島県							
47	沖縄県						9.8E-1	1.0
	全国						2.9E+2	286.2